

よくある質問 Q&A

これまで、事業者の方から寄せられた質問を掲載しております。これ以外の質問は、当財団までお問い合わせください。

1 対象事業・基本要件等について

Q1 本事業の補助対象となる実証事業の要件は何か。

A1 本事業では、再エネ関連製品(太陽光パネル、リチウムイオン電池、風力発電設備等)や、その他製品に含まれる金属資源について、リユース・リサイクル(解体、選別、再生材製造等)に関する技術やスキームの実証事業が対象となります。

また、CO₂排出削減効果や資源循環の促進につながることで、国内での社会実装を見据えた取組であること等が求められます。

なお、本事業は実証事業であるため、応募要領に記載された要件を満たす範囲で、実証手法やプロセスについては柔軟な提案が可能です。

Q2 対象事業において、CO₂排出量削減効果等の検証が求められるとはどのような要件か。

A2 本要件は、CO₂排出削減効果について、単なる見込みではなく、定量的かつ根拠に基づいて評価・検証できる内容であることを求めるものです。

具体的には、ベースラインとの比較や算定方法、排出原単位の出典等を明確にしたうえで、フロー図や計算書等を用いて説明していただく必要があります。

Q3 「最低限の規模」とは、何を基準にして判断するのか。

A3 「最低限の規模」とは、当該実証において技術的な評価や効果検証を行うために必要な最小限の処理能力や装置規模を指します。

具体的な規模は、実証の目的や対象技術の内容に応じて個別に判断されますが、公募要領において実証事業であることが求められている趣旨を踏まえ、過剰な能力や大規模設備の導入については、その必要性・合理性が十分に説明されない場合、実証事業としての適切性の観点から評価上考慮される可能性があります。

Q4 本事業の補助事業者として応募可能な主体のうち、公募要領における「⑥その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者」に地方公共団体は該当しますか。

A4 地方公共団体が本事業の補助事業者該当するかについては、申請内容、公募要領に定める対象事業の要件、補助事業者としての実施体制等を踏まえ、必要に応じて環境大臣の承認を得た上で、個別に判断します。

2 事業計画・実施方法等について

Q5 複数年度事業について、初年度に設備の導入が行われない場合でも、調査・設計等の実証準備に係る人件費は補助対象となりますか。

A5 実証事業に直接必要な調査・設計等の実証準備に係る人件費については、公募要領及び交付規程等に定める補助対象経費の範囲内で、必要性・合理性及び積算根拠が確認できる場合に対象となり得ます。なお、複数年度事業では、年度ごとの達成目標、事業内容及び経費の対応関係を明確にする必要があります。

Q6 複数年度事業において、初年度に実証を行わず、設備の発注・製作のみとする計画は可能ですか。

A6 直ちに不可となるものではありませんが、複数年度事業として、各年度の達成目標、事業進捗、翌年度以降の実証実施計画が明確であり、中間評価において事業継続の妥当性を説明できることが必要です。

※複数年度事業においては、各年度末に審査委員会による中間評価が行われ、事業継続の可否が判断されます。

Q7 単年度(交付決定から2月末まで)で設備納入や実証が完了しない場合、どのように対応すべきですか。

A7 事業は原則として2月末までに完了する必要があります。設備納入や実証事業が当該期間内に完了しない見込みがある場合には、複数年度事業としての応募をご検討ください。

複数年度事業とする場合は、公募要領に基づき、各年度別に達成目標を設定し、その進捗に応じて評価が行われる点にご留意ください。

Q8 補助事業者の責によらない外的要因により事業が遅延する場合、どのような対応が可能ですか。

A8 国際情勢の変化や資材供給の遅延など、補助事業者の責によらない外的要因によりやむを得ず遅延が生じる場合には、個別事情を踏まえて取扱いを判断しますので、速やかに財団へご相談ください。

なお、遅延への対応可否については一律に判断されるものではなく、影響の程度や代替措置の有無等を踏まえて判断されます。

3 補助対象経費・運用等について

Q9 補助金の応募申請額に上限はありますか。

A9 公募要領4ページ(5)に記載のとおり、1件あたりの応募申請額の上限額は設けていません。

補助金の採択額については、公募要領に基づき、事業計画の妥当性に加え、経費の妥当性(経済性)や全体予算の範囲等を踏まえて総合的に審査の上で決定されます。

Q10 実証に用いる材料(例えば廃太陽光パネル)は、補助対象経費となりますか。

A10 廃太陽光パネルなどの「実証に用いる対象物(原料・被処理物)」が補助対象になるかは、申請内容を踏まえて個別に判断します。実証に不可欠で、かつ調達費が合理的に発生する場合のみ、条件付きで対象になる可能性があります。

Q11 破碎機の騒音対策として防音室を設置する場合、その費用は補助対象経費として認められますか。

A11 防音室の費用が補助対象となるかは、その構造・設置方法・用途等を踏まえ、設備費に該当するか、又は建築工事に該当するかを確認した上で判断します。

本実証事業においては、公募要領12ページに記載のとおり、設備費は補助対象ですが、14ページに記載のとおり建築工事に該当するものは補助対象外となります。

申請された経費については、財団において補助対象経費としての適否を確認します。その結果、補助対象外と認められる場合には、その経費は減額となります。

Q12 応募申請後又は採択後に価格交渉により購入金額が安くなった場合、補助対象として認められますか。

A12 価格交渉等により購入金額が安くなった場合、見積書等に基づき補助対象経費としての妥当性を確認した上で取り扱います。

応募申請時の見積書では、事業計画に沿った経費が計上されているか、また、必要最小限かつ経済的な内容であるかを確認し、事業計画全体を踏まえて採択額を決定します。

その後、採択決定後には、改めて交付申請書を提出していただき、その際に、見積書等により補助対象経費の妥当性、競争性のある手続の実施状況、経済性等を確認します。

したがって、価格交渉等により申請時よりも購入金額が安くなった場合には、交付申請時に提出された見積書等に基づき、補助対象経費として確認した上で、交付決定を行います。

Q13 実証期間中にリースで設備を調達する場合、そのリース料は経費対象経費となりますか。

A13 リース料については、実証事業に直接必要な場合、「借料及び損料」として補助対象経費に計上することが可能です。

ただし、当該設備の事業での使用実態が明確であることに加え、必要性・合理性(購入との比較を含む)が求められます。

また、事業への使用割合が明確に区分できる場合に限り、当該事業に対応する費用のみを計上する必要があります。

Q14 リース契約における相見積もりは、リース会社単位で行うべきか、物品単位で行ってもよいのか。

A14 リース契約における見積取得の単位については、リース会社単位又は調達する物品単位のいずれの場合であっても、調達内容、仕様、発注単位及び比較対象が整合している必要があります。

相見積もりについては、公募要領や交付規程等に定める方法に従い、競争性が確保された形で見積書を取得し、比較することが必要です。

競争性の確保及び物品選定の理由・合理性を明確に説明できることが重要で、物品の性能や調達単位を明記した仕様書等を作成し、見積もりを取得してください。

なお、特定の物品又は事業者に限定される仕様とする場合は、その必要性及び合理性を説明できる資料を整備する必要があります。

Q15 リースによる設備導入が補助対象となる場合、補助金の申請主体はリース会社と実証事業者のどちらになりますか。

A15 申請主体については、公募要領における補助事業者の枠組みに基づき、実証事業を主体的に実施する事業者が代表事業者として申請することが基本となります。リース会社を共同事業者として位置づけることができるかは、当該リース会社が本事業の実施体制上どのような役割を担うかを踏まえ、個別に判断します。

リースによる設備導入については、公募要領に記載のとおり、中古品・リース・レンタルであっても、性能や耐用年数等の条件を満たす場合には補助対象となります。

4 応募方法・提出資料等について

Q16 申請にあたっては、様式資料及び事業収支計画等のみを提出すればよいのか、それとも公募要領に示された提出書類一式を提出する必要がありますか。

A16 様式資料は提出書類の一部であり、公募要領に示されている提出書類に含まれます。

申請にあたっては、公募要領に記載された提出書類チェックリストに基づき、該当する資料一式を提出する必要があります。

したがって、様式資料及び事業収支計画等のみではなく、チェックリストに記載されている資料について、事業内容に応じて必要なものを漏れなく提出してください。

Q17 CO₂削減効果の計算方法について、他事業で用いられている簡易な Excel 計算ツールは、本事業においても CO₂削減効果の算定に使用できますか。

A17 他事業で配布されている簡易 Excel ツールについては、概算検討の参考として活用すること自体は可能です。

ただし、本事業では CO₂削減効果について、公募要領に基づき、フロー図や計算根拠、排出係数の出典等を含めた精緻な説明が求められます。

そのため、簡易ツールの結果をそのまま用いるのではなく、前提条件や計算過程を明確にした形で整理する必要があります。

Q18 様式2 実施計画書の事業の詳細「③事業における環境影響改善効果の評価方法」とは、何を記載すればよいですか。

A18 本項目は、本事業によって得られる環境影響の改善効果について、どのような方法で評価するかを明確に示していただきます。

具体的には、事業実施前(ベースライン)と実施後を比較し、CO₂排出量削減効果やエネルギー消費量の削減等について、評価手法や算定方法を具体的に記載する必要があります。また、評価に用いる前提条件や排出係数(IDEA 等のデータベースを含む)の出典を明示し、第三者が検証可能な形で整理してください。

5 審査方法等について

Q19 審査はプレゼン審査と書面審査のどちらで実施されますか。

A19 応募申請の審査については、まず書面審査が行われ、その後、審査委員会において事業内容等について説明いただくプレゼン審査が実施されます。